

一日一円の掛金

交通災害共済に加入しよう

もし、いま家族の誰かが、交通事故にあつたら...こんな不安が、いつも心の中にかかる、ひかかっていませんか。

事実、不安が重なり、不幸に見舞われ、明るかた家族が一瞬にして、不幸のどん底に落ち、残された人たちが、大変な苦労を強いられる例をたくさん見ます。

このように、突発的に起る事故は、防ぎようのない、四月一日から府下の町村が一体となって交通災害共済制度が実施されました。現在、向日町では五百二十人が加入しています。

(これは、一日一円(年額三百六十五円)の掛金、交通事故による死亡や、傷害の程度に応じて最高五十万円まで、見舞金を支払うものです。)

加入できる人
向日町に住所のある人で、住民登録、外国人登録をしていない人なら、だれでも加入できます。

加入の方法
申込書に住所、氏名、生年月日などを記入し、掛金を送るだけで、事務課へ申し込んで下さい。

共済掛金は
一人につき一年間で三百三十円です。(掛金三百六十五円のうち、町が三十五円を補助する。)

共済期間は
四月一日から翌年の三月三十一日まで。四月一日以後の加入者は、加入の翌日から三月三十一日までの残りの期間で、掛金は一月分(三百三十円)になります。

対象となる交通事故は
この見舞金(健康保険、労災保険、賠償金、損害保険などに関係なく支給されます。)

また、交通事故の原因が加入者の自覚、故意、無免許運転、天災による場合は、見舞金を支給しません。また、治療上の医師の指示に従わなかった場合や法令に違反して加入者が事故を起こし、被害を受けた場合は、見舞金の一部または全部を支給しないことがあります。

見舞金の請求は
①共済掛金請求書 ②加入者証 ③事故を受けた警察署の発行する交通事故証明書 ④医師の診断書、死亡のときは、検案書、口書簿などを事務課へ提出し、災害を受けた日から二年以内提出する。

死亡
五十万円
全額六か月以上の傷害 十万円
全額三か月以上の傷害 五万円
全額一月以上の傷害 二万円
全額七日以上の傷害 一万円

共済期間中の交通事故なら何回でも支給されます。

福祉年金の定時届 六月中旬に届出を

福祉年金を受けている方が、毎週五時から翌年四月までの二年一回必ずしなければならない「所得状況届」を六月末までに提出して下さい。

この所得届は、年金を受けている人やその配偶者、年金を受けていない人を世帯とする扶養義務者などの昭和四十二年中の所得状況を届けるもので、これによって、この所得届を提出して下さい。

福祉年金を受けている方が、毎週五時から翌年四月までの二年一回必ずしなければならない「所得状況届」を六月末までに提出して下さい。

この所得届は、年金を受けている人やその配偶者、年金を受けていない人を世帯とする扶養義務者などの昭和四十二年中の所得状況を届けるもので、これによって、この所得届を提出して下さい。

福祉年金を受けている方が、毎週五時から翌年四月までの二年一回必ずしなければならない「所得状況届」を六月末までに提出して下さい。

この所得届は、年金を受けている人やその配偶者、年金を受けていない人を世帯とする扶養義務者などの昭和四十二年中の所得状況を届けるもので、これによって、この所得届を提出して下さい。

商業統計調査

通商産業省では、二年ごとに全国の商店を対象として商業統計調査を実施しています。この調査は統計法に基づき指定統計調査であり、全国の商店、商社の方々は、各店舗ごとに調査票を提出する義務のある、いわば義務づけの調査です。

この調査は、商店の分布状況、商業活動の実態を明らかにすることを目的として、調査の結果は、国や地方公共団体の商業政策、中小企業振興等の行政上の基礎資料となるほか、一般の経営者、商社でも営業の指針として広く利用できるように統計資料を作成するものです。

調査は、商店の分布状況、商業活動の実態を明らかにすることを目的として、調査の結果は、国や地方公共団体の商業政策、中小企業振興等の行政上の基礎資料となるほか、一般の経営者、商社でも営業の指針として広く利用できるように統計資料を作成するものです。

みんなで協力正しい調査

調査は、商店の分布状況、商業活動の実態を明らかにすることを目的として、調査の結果は、国や地方公共団体の商業政策、中小企業振興等の行政上の基礎資料となるほか、一般の経営者、商社でも営業の指針として広く利用できるように統計資料を作成するものです。

調査は、商店の分布状況、商業活動の実態を明らかにすることを目的として、調査の結果は、国や地方公共団体の商業政策、中小企業振興等の行政上の基礎資料となるほか、一般の経営者、商社でも営業の指針として広く利用できるように統計資料を作成するものです。

就業構造調査

労働庁統計局では、また七月一日に就業構造基本調査(指定統計調査)として調査票を提出する義務のある、いわば義務づけの調査です。

この調査は、商店の分布状況、商業活動の実態を明らかにすることを目的として、調査の結果は、国や地方公共団体の商業政策、中小企業振興等の行政上の基礎資料となるほか、一般の経営者、商社でも営業の指針として広く利用できるように統計資料を作成するものです。

引揚者に特別交付金を支給

外地よりの引揚者とその遺族に特別交付金を支給されます。次に該当する人は、役場民生課で請求して下さい。

①外地に終戦日(昭和二十年八月十五日)まで、引揚き一年以上在留の本拠をもつていて終戦後引揚された人

②終戦前に商用出稼などで本拠地を中絶した外地へも移された人

③南洋群島、フィリピン諸島の交換船などによる引揚者

遺族請求の場合は配偶者、子、父母、孫の範囲に請求資格があります。

特別交付金は、一万六千六百円(遺族は七割相当)で支給されます。八年以上の人は一万円(遺族は七割)加算されます。

請求期限、昭和四十五年三月末(遺族は七月)加算されます。

民生課へどうぞ。

民生委員 十三名が活動

地域住民の長き相談相手として福祉活動の第一線で活動している民生委員は、次の十三名の人です。

①住居(担当地区) ②住居 ③住居 ④住居 ⑤住居 ⑥住居 ⑦住居 ⑧住居 ⑨住居 ⑩住居 ⑪住居 ⑫住居 ⑬住居

国民年金保険料の徴収日程

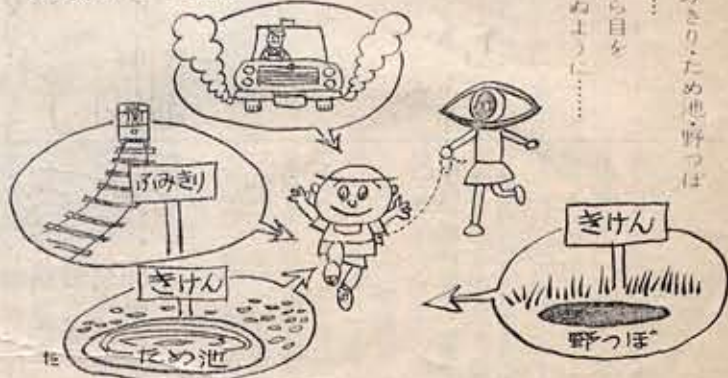
国民年金保険料徴収の7~8月の日程が決まりました。徴収日に留守になる人は、役場民生課へ保険料を持参して下さい。

保険料の納付が遅れている人には、徴収日の近くの土曜日に徴収に行きます。

月	日	大字	小字	月	日	大字	小字	
7	18	鶏冠井	山畑 養所	8	12	南垣内	中垣内	
	19				13	北垣内	西垣内	
	22	鶏冠井	大極殿 荒内		14	寺戸	中村垣内	乾垣内
	23	森本	天神ノ森		15		内里垣内	芝野 大牧
	24				16		山西野	
8	25			19		北野		
	26			20		新田	北前田	
	29	物集女	物集女全域	21		向畑	笹屋 正	
	30			22	寺戸	田永田	三ノ	
	31			23		坪	修理式 石	
9	1			26		田小佃		
	2	森本	下森木1番地から52番地まで	9月	27			
	5		上森木2番地から19番地まで		28		初田	辰巳 殿
	6				29	寺戸	長岸ノ下	梅
	7				30		ノ木	二枚田
8	森本	敷路 前田 山 田 東ノ口 四ノ坪 春日井 上町田 高田 石田	2					

上記以外のお宅は9月の徴収になります。徴収日が多少前後することもあります。

危険がいっぱい



困りごと相談の案内

行政相談	住民相談室	定例相談日
京都行政監察局では、国の行政に関する苦情を解決するため、各市町村に行政相談委員をおいています。向日町担当は次の方です。ご遠慮なく、ご相談下さい。 青山 嘉三氏 (阪急東向日町駅東150m) 電話921-0156	役場の住民相談室(住民課内)は、困りごと、苦情・心配ごとなど、すべての相談に応じています。いつでも、お気がるにご利用下さい。 相談 毎日(執務時間中) 場所 向日町役場住民課内	家庭の困りごと、生活問題や対人関係、子どもの問題、行政に対する苦情など、あらゆる困りごとについて、各関係の専門家が相談に応じる「よろず相談」を毎月1回開いています。 相談日 毎月第2火曜日 場所 向日町公民館

費用は一切いりません・秘密は固く守られます